

国際私法の要件事実を逐条形式で
まとめた唯一の書!

要件事実国際私法

全3巻

【著】大江 忠 (弁護士)



本書の特長

- ◆法の適用に関する通則法、国際民事訴訟法、準拠法の関係を踏まえて必要な要件事実を理解し、訴訟の見通しを立てることができる!
- ◆国際私法について設例をあげて解説!
- ◆「要件事実シリーズ」の新法編!

要件事実国際私法 全3巻

A5判 上製・ケース付

全3巻	定価 本体27,000円+税
(1) 国際取引法	定価 本体 9,000円+税
(2) 国際家族法・準拠法の適用過程	定価 本体 9,000円+税
(3) 国際民事手続法	定価 本体 9,000円+税



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

渉外法務に携わる弁護士必読の書!

本シリーズの特色

- ◆要件事実に着目し、条文ごとに解説!
- ◆豊富な判例情報や学説をまとめた充実のシリーズ!
- ◆訴訟物、請求原因ごとに解説! 答弁書作成のヒントに!

156

しかるに、(1)は、不服申立ての可能性もあって、時間がかかり、その間に子が日本の環境に慣れると、その事実が返還請求を阻害することになる「公序」の問題があり、監護の裁判の前に返還を実現する必要があるとされる。この点は、次の(2)も同様である。

(2) 子の引渡しを命ずる外国裁判の執行
執行判決の要件は、民訴118条が定めるが、間接管轄(1号)、迅速(2号)及び公序(3号)の要件についてみることにする。

ア 間接管轄(民訴118条1号)
子の住所地を基準(日本への子の連れ去り事件では、子がもともと居住していた国が、提訴時点で子の「生活の本拠」であると評価できる限りは、住所地であると解される)。

訴訟物 XのYに対する離婚及び親権者の指定
*X(日本人男性)とY(米国人女性)は、日本で婚姻生活を開始し、間もなく子が出生したが、それから3年近く経って、YはXに拒絶で子を連れて米国オレゴン州の実家に帰り、以後オレゴン州に居住している。Yは、オレゴン州裁判所に、離婚及び子の親権者をYと指定することを求めて提訴した。Yが子を連れてオレゴン州に帰ってから1年余り後、オレゴン州裁判所は、自らの管轄権を肯定するとともに、XY間の婚姻が終了する旨及びYに子の親権を与えよ旨の判決をし、同判決は確定した。本件は、XがYとの離婚及び2子の親権者をXと指定することを求めた事案である。

請求原因 1 日本人男性Xと米国人女性Yは、日本において、婚姻の届出をしたこと
2 XY間には、A、Bの2子が生まれたこと
3 Yは重婚によってXを遺棄し、また、XY間の婚姻関係の破綻の具体的事実

4 Yは、Xに拒絶で2子を連れて、Yの実家に帰ったこと
(国際裁判管轄の不存在)
Yの主張 1 Yは、米国オレゴン州マリオン郡巡回裁判所に、Xとの離婚及び2子の親権者をYと指定する旨を求めた訴えを提起して勝訴し、判決は既に確定したこと
*Yは、本件訴えは、我が国に国際裁判管轄がなく、あるいは、我が国において効力を有する米国民確定判決の既判力に抵触するから不法であると主張し、仮に本件訴えが違法であるとしても、離婚原因は存在しないと主張して請求棄却の判決を求め、仮に離婚が認められるとしても、2子の親権者をYと指定することを求めた。

157

*名古屋地判平成11年11月24日判タ1068,234(28060135)
は、日本国在住の日本人が外国在住の同国人に対し、(1)離婚、(2)原被告間の子の親権者指定の事件において、日本国裁判所は、(1)については、原告が被告を婚姻共同生活地から強制的に退去させたなどの当事者間の公平を害する特段の事情のないときに限り、(2)については、(1)の要件を満たすか、子の住所地が日本国内にある場合に、それぞれ国際裁判管轄権を有すると解すべきであるとし、米国民確定判決中の親権者指定に関する部分について、親権者指定の裁判の国際裁判管轄は、離婚の訴えの国際裁判管轄を有する国及び子の住所地の所在する国が有する親権者の住所国である。そして、

212

異論は出なかった。また、連結点については、相続については財産法の側面もあり、被相続人の社会生活の中心地である常居所又は住所に変更すべきとする意見もあった。しかし、①常居所等の概念は国籍ほど明確ではなく、実務上の判断が難しい場合が生じるおそれがあり、②他の身分関係が本国法を原則としており、裁判実務等においてもこれを改めるほどの問題は生じておらず、③外国に居住する日本人が日本に財産を残す場合を念頭に置けば、常居所地法より本国法による方が望ましいことなどから、被相続人の本国法によることを維持することになったといわれる(小出・速水解説350頁)。

第1 相続

●(相続)
第36条 相続は、被相続人の本国法による。

I 単位法律関係「相続」
II 連結点・準拠法「被相続人の本国法」
*本条は、「相続」という単位法律関係について、「被相続人の本国」すなわち被相続人の国籍を連結点として、「被相続人の本国法」を準拠法と定めているのである(遺留内・ポイント総論36頁)。

1 単位法律関係
本条が定める単位法律関係の「相続」の内容は、広範に及び、相続開始の原因とその時期、相続人の範囲、相続財産、相続の承認及び放棄、相続分・寄与分・遺留分、遺言執行、相続財産の管理、特別受益者、相続人の不存在の場合の財産の帰属などであるが、以下、3ないし14において項を分けて説明する。

2 連結点と準拠法
連結点については、確定が容易かつ被相続人の本国の法律によるとする見解(本国法主義)がある。この考え方は我が国の国際私法で取り入れられているほか、ドイツ、オーストリア、イタリア、スペイン、ポルトガル、ポ



第36条 1219

ランド、ハンガリー、ギリシャなど大陸法系の多くの国で採用されている。

一方、被相続人の生活活動の中心が相続の身分法的側面、財産法的側面に深く密着していることから、被相続人の住所地法又は常居所地法(住所地法主義)によるべきとする見解もあり、この住所地法主義を採る国としては、スイス等がある。

(1) 被相続人の本国法
相続の準拠法は、「被相続人の本国法」である。法文は明記していないが、被相続人の「死亡時」の本国法と解されている。相続が、被相続人の死後長年月経てから問題となり、その国の相続法が被相続人の死亡後に改正されている場合に、その旧法がそのまま適用されるか否かは、その国の時勢法による(特資美・注釈(2)210頁)。

本条は、統一主義としての本国法主義を採用した。ただ、判例は法律関係の性質決定・反致・公序等の局面において、本国法主義に修正を加えている。例えば、日本で死亡した韓国人の日本国内の遺産について相続人が不明の場合について、「相続人不明の遺産に関する法律関係を相続に関する法律関係とみる説もあるが、むしろ無主の財産の処理の問題として財産法に関する法律関係とみるのが相当であり、従ってこれについては法例10条(遺留分13条)の精神に照り財産所在地たる民法がその準拠法であると解される。而して民法によると相続人不明の相続財産は法人とみなされ、又これについて利害関係人の請求があれば家庭裁判所にによる相続財産管理人の選任が可能であると考えられる」として、日本法を適用した(大阪地決昭和40年8月7日判タ185,154(27451170))。

本国法たる日本法では不法行為債務は相続されるが、不法行為たる米国カリフォルニア州では否定される(「個別準拠法は総括準拠法を破る」として相続を否定したものは(大阪地判昭和62年2月27日判タ639,232(29002828)[百選70],5(1)ウの裁判例参照)等がある)。

(2) 法律関係の性質決定
具体的な事案の法律関係が「相続」という単位法律関係に入るか否かが問題となる場合がある。最高裁家庭部・執務提要(下)62頁は、「夫婦の一方が死亡した場合、多くの国では生存配偶者に何らかの財産的権利を与えているが、それを我が国のように「相続」という法的構成を採る国と、「夫婦財産制」上の権利として構成する国とがある。生存配偶者への財産の移転を「相続」と問題とすれば、法例26条(遺留分36条)が適用されて、被相続人の本国法が準拠法となるのに対し、「夫婦財産制」の問題とすれば、法

詳細・お申し込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞

第一法規ストア

検索

CLICK!

キリトリ線

申込書(第一法規刊)		
書名	価格	部数
要件事実国際私法 全3巻	定価29,700円(本体27,000円)	部
要件事実国際私法(1) 国際取引法 [072793]	定価 9,900円(本体 9,000円)	部
要件事実国際私法(2) 国際家族法・準拠法の適用過程 [072801]	定価 9,900円(本体 9,000円)	部
要件事実国際私法(3) 国際民事手続法 [073395]	定価 9,900円(本体 9,000円)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。
(いづれかを✓で選択ください) □代金引換により支払います。 □現金到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、300円+税 3万円以下の場合、400円+税 10万円以下の場合、600円+税	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用い ただけません。
---	--	---

年 月 日

〒 _____

ご住所 _____

TEL _____

ご氏名 _____

TEL _____

E-mail _____

TEL _____

FAX _____

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての開示、修正、削除、利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛にお送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎ FAX.0120-302-640

書店印

要件国際私法1 (072793)
要件国際私法2 (072801)
要件国際私法3 (073395) 2020.12 SE